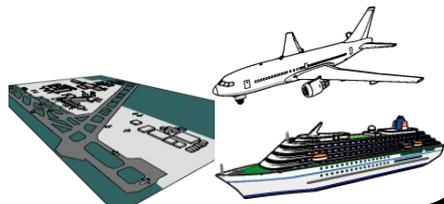


水際対策について

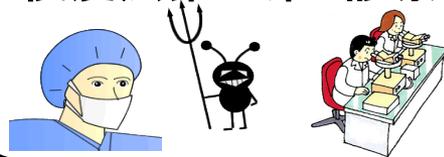
新型インフルエンザ発生時における検疫措置

検疫法による措置

① 特定検疫港へ集約
検疫法第14条第2項 回航



② 検疫を実施
検疫法第12条 質問
検疫法第13条 診察



③ 検疫の結果に応じて
検疫法により措置

患者
医療機関で隔離
検疫法第14条
第1項第1号



患者の同行者
ホテル等で停留
検疫法第14条
第1項第2号



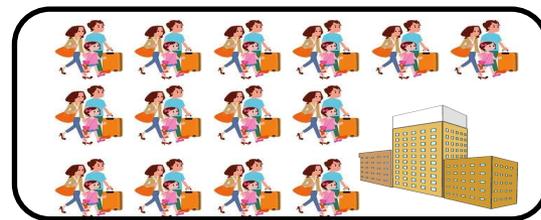
患者座席周囲の者
健康監視
検疫法第18条第
4項



特措法による措置

停留を行うための施設の使用

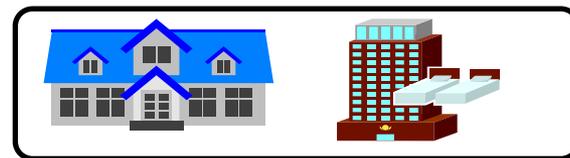
【特措法第29条】



※停留は、平時からホテル等と事前の説明を行い、可能な限り宿泊施設管理者の同意を得て検疫法で施設を使用するが、それでもなお

検疫対象者が増加して
ホテル等が不足し
停留が困難となった場合

特定検疫港等周辺のホテル等の管理者の同意等を得ないで
当該施設を使用



特措法における運航制限の要請【特措法第30条】

検疫所長は、検疫をされるべき者が増加し、停留を行うための施設の不足により停留を行うことが困難であると認められる場合において、検疫を適切に行うため必要があり、特定検疫港等周辺の施設の管理者が正当な理由がないのに同意等をしない、又は管理者の所在が不明であるため同意等を求めることができないときは、同意等を得ないで、当該施設を使用することができる。

【停留を行うための施設の使用 法第29条】

上記の措置を講じても停留を行うことが著しく困難で、新型インフルエンザ等の病原体が国内に侵入することを防止できないおそれがある場合



政府対策本部長は、厚生労働大臣から、上記の措置を講じても停留を行うことが著しく困難で、新型インフルエンザ等の病原体が国内に侵入することを防止できないおそれがあるとの報告があり、緊急の必要があると認めるときは、国際的な連携を確保しつつ、内部に発生国内の地点から乗り込んだ者がいる航空機等の運航を行う事業者に対し、来航を制限するよう要請することができる。

【運航の制限の要請等 法第30条】

(参考) 新型インフルエンザ発生疑いの強まった段階での水際対策の実施

新型インフルエンザの発生が疑われる場合には、WHOのフェーズ4の宣言前であっても、質問票の配布、検疫の強化により入国時の患者の発見に努めるなど、水際対策を開始する。(関係省庁)

(新型インフルエンザ対策行動計画(p42))

○水際対策の決定及び実施

新型インフルエンザ発生時等における対処要領

(新型インフルエンザ及び鳥インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議:平成23年9月20日)

鳥との接触歴がなく、人々での鳥インフルエンザの感染が確認されるなど、海外における新型インフルエンザ発生疑いがある事態を厚生労働省が把握した場合には、内閣情報調査室(内閣情報集約センターを指す。以下同じ。)に直ちに報告する。外務省は、関連情報を入手した場合には、内閣情報調査室及び厚生労働省に直ちに報告・連絡する。



内閣危機管理監は、速やかに新型インフルエンザ及び鳥インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議を開催し、情報の集約・共有・分析を行うとともに、政府の初動対処(検疫の強化、感染症危険情報の発出、追加書類徴収による査証審査の厳格化、新型インフルエンザの発生が疑われる国にある在外公館関係者等へのプレパンデミックワクチンの接種等)について協議・決定する。

また、検疫飛行場及び検疫港の集約化、停留の実施、外国人への査証発給停止等の水際対策に関する措置について検討を開始することを決定する。



政府は、海外において新型インフルエンザが発生した疑いが強く、政府としての対策を総合的かつ強力に推進する必要があると判断した場合には、内閣総理大臣が主宰し、全ての国務大臣、内閣官房副長官及び内閣危機管理監が出席する新型インフルエンザ対策閣僚会議を開催し、水際対策等の初動の基本的対処方針について協議・決定するとともに、新型インフルエンザ対策本部設置の準備、在外邦人支援に関する措置及び検疫の強化等の水際対策に関する措置の準備、発生時に第一線で対応する医療従事者等へのプレパンデミックワクチンの接種等について協議・決定する。

水際対策に関するガイドラインについて①

(新型インフルエンザガイドライン見直し意見書: 専門家会議)

○病原性等の程度に応じた水際対策 (p.3)

- 海外で新型インフルエンザが発生した場合、政府対策本部は、その致死率、感染者が入国する可能性等を踏まえ、専門家会合の意見を聴きつつ、総合的に検討を行い、実施方針を決定する。ただし、現場において混乱が生じないように、在外邦人の帰国や外国人の入国については、国内の受け入れ態勢(検疫所の態勢、停留の収容能力等)と整合を図る必要があることに留意する。
- 水際対策は、病原性の程度が不明であるか、高いことが想定される場合に開始することになるが、以下の点に留意が必要である。
 - ・ 水際対策は、対策の開始時に、日本への感染者の到着数が少数と考えられる場合(発生国での感染の拡がりに限定的である場合や、発生地と日本との人の往来が少なく日本への侵入リスクが低い場合等)に侵入遅延に有効となる可能性が期待できる対策である。
 - ・ 対策の開始時点において、日本と人の頻繁な往来のある複数の国で流行が確認されている場合や、大規模な流行が確認されている場合には、日本に感染者が多く到着することが想定され、水際対策によって一部の患者を発見したとしても、国内への侵入遅延の効果は期待できないため、発見した患者への適切な医療の提供や帰国・入国者への発症後の過ごし方に関する注意喚起に努める(国内に患者が発生しているときも同様)。
なお、対策の開始後においては、新たな情報が得られ次第、専門家からの意見を聴取した政府対策本部において速やかに対策の変更(縮小・中止)を決定する。
- 水際対策の具体的な実施方針については、感染拡大の状況や、病原性の判明の状況等に応じ、様々な対応があり得ることから、標準的なパターンを示す。実際には、これらのパターンを参考にしながら、状況に応じて、縮小・中止を含め柔軟に対策を実施する必要がある。
- なお、検疫の強化(入国時の検査や隔離等)により得られた患者等の医学・疫学情報やウイルス株等については、医療機関や国立感染症研究所等に提供するなどにより、国内対策の整備等に有効活用することが期待される。

水際対策に関するガイドラインについて②-1 (新型インフルエンザガイドライン見直し意見書: 専門家会議)

○病原性等の程度に応じた水際対策の標準的なパターンを例示 パターン1, 2 (p.4)

	パターン1	パターン2
目的	発生地域からの入国者を最大限抑制し、在外邦人の帰国を促す。	ウイルスの侵入を可能な限り遅らせる。
想定される状況	鳥インフルエンザ（H5N1）発生国において、致死率が極めて高い新型インフルエンザが発生し、WHOは当該国の発生地域の封じ込めを決定。日本に居所のある者のみ帰国を促す。	病原性が高い又は高いことが否定できない新型インフルエンザが発生し、感染の拡がりは限定的
検疫実施空港・港	当該地域からの旅客機・客船（貨客船を含む。）に限り集約化	当該国又はその一部地域からの全旅客機、客船に限り集約化
隔離措置の実施	実施	実施
停留措置の対象	当該国又はその一部地域からの入国者全員	患者の同行者
健康監視の対象	なし	患者座席周囲の者等
航空機等の運航自粛等	当該国又はその一部地域からの全旅客機、客船の運航自粛の要請	必要に応じ減便の要請
在外邦人の帰国手段	代替輸送手段（全員の停留実施）	代替輸送手段
外国人への査証措置	査証発給停止	査証審査の厳格化
健康カードの配布対象	全入国者	全入国者

パターン1は、致死率が極めて高い
場合の特別な検疫対応

通常の新型インフルエンザ検疫対応
はパターン2から開始して、パターン3、
4、5の対応に縮小

水際対策に関するガイドラインについて②-2 (新型インフルエンザガイドライン見直し意見書: 専門家会議)

○病原性等の程度に応じた水際対策の標準的なパターンを例示 パターン3～5 (p.4)

	パターン3	パターン4	パターン5
目的	入国する患者への医療を提供する（侵入を遅らせることは期待できない）。	ウイルスの侵入を可能な限り遅らせる。	重症化が想定される者への注意喚起をする。
想定される状況	病原性が高い又は高いことが否定できないが、既に複数国において患者の発生を確認	病原性が中等度の新型インフルエンザと判明	病原性が季節性インフルエンザ並みと判明
検疫実施空港・港	集約しない。	集約しない。	集約しない。
隔離措置の実施	実施	実施	なし
停留措置の対象	なし	なし	なし
健康監視の対象	患者の同行者、患者座席周囲の者等	患者の同行者	なし
航空機等の運航自粛等	原則なし	なし	なし
在外邦人の帰国手段	定期便で帰国	必要に応じ定期便で帰国	必要に応じ定期便で帰国
外国人への査証措置	査証審査の厳格化	なし	なし
健康カードの配布対象	全入国者	全入国者	全入国者

水際対策に関するガイドラインについて③

(新型インフルエンザガイドライン見直し意見書: 専門家会議)

○ 停留・健康監視の対象者の範囲 (p.5)

(停留の対象者)

○ 停留を行う場合の対象者(入国予定者に限る。)の範囲については、以下の①、②の範囲が考えられるが、原則として①の範囲とする。なお、今後得られる科学的知見や発生時に得られるウイルスの感染力に関する情報、機内での患者の状況等も踏まえ、場合によっては②の範囲とすることも考慮することとする。

- ① 患者と同一旅程の同行者(出発空港・港で初めて合流した者を除く。以下同じ。)
- ② 患者と同一機内・船内の者で次のうち検疫所長が必要と判断した者
 - ア) 患者と同一旅程の同行者
 - イ) 患者の座席周囲の者
 - ウ) 乗務員等で患者の飛沫に暴露した者

(健康監視の対象者)

○ 健康監視(入国者に限る。)の対象範囲は、以下の①から④のパターンが考えられ、原則として②の範囲とする。なお、停留を実施する場合は、健康監視の対象者は、停留者の範囲よりも広がる。

- ① 患者と同一旅程の同行者(停留を実施しない場合)
- ② 患者と同一機内・船内の者で次のうち検疫所長が必要と判断した者
 - ア) 患者と同一旅程の同行者
 - イ) 患者の座席周囲の者
 - ウ) 乗務員等で患者の飛沫に暴露した者
 - エ) 発生国又はその一部地域において、感染した又は感染したおそれのある者と接触のあった者
- ③ 確定患者の発生した旅客機又は客船の全員
- ④ 発生国からの全員

○ 第三国を經由して入国した者に関連する停留や健康監視については、上記に準じた対応とするが、停留ができない海空港(集約海空港以外の海空港)においては、関係自治体と連携の上、厳格な自宅待機(より厳重な健康監視)により対応することとする。なお、集約海空港において停留対象者が既に入国している場合にも、同様の対応とする。

○ 質問票の配付・徴集を実施している期間においては、健康監視の対象者以外の帰国者についての情報についても、都道府県並びに保健所を設置する市及び特別区(以下「都道府県等」という。)が設置する帰国者・接触者相談センター等での活用を目的として、検疫所から都道府県等に提供することが考えられる。

水際対策に関するガイドラインについて④ (新型インフルエンザガイドライン見直し意見書: 専門家会議)

○水際対策の縮小・中止時期 (p.6)

○ 検疫の強化については、発生後に判明した情報や状況の変化等により、合理性が認められなくなった場合には、措置を縮小又は中止することとなる。

(縮小の判断)

○ 発生直後に適用した水際対策の合理性について、以下に示す契機において再検討し、対策を合理性のあるものに変更する。

≫ 判断する契機

- ① ウイルスの病原性が判明しつつあり、致死率が当初の見込み以下であることが判明した時点
- ② 国内における医療体制(ウイルス検査を含む。)が整った時点
- ③ 国内において、発生国への渡航歴があつて、かつ、健康監視下でない患者が数名程度確認された時点
- ④ 国内において、発生国への渡航歴がない患者が確認された時点
- ⑤ 発生国から複数の国へ流行が波及した時点

≫ 対策の変更の具体例

- ① 停留期間の変更
- ② 隔離の中止
- ③ 停留を健康監視に変更、これに伴う検疫空港・港の集約化の中止
- ④ 運航自粛の解除
- ⑤ 通常の査証発給対応に戻す。

(中止の判断)

○ 以下の時点においては、水際対策の意義がなくなることから通常の水際(検疫)体制に戻すこととする。

≫ 判断する契機

- ① 発生国又はその一部地域において、流行が終息し、患者発生がなくなった時点
- ② 国内において、疫学的リンクを追えない患者が確認された時点

≫ 対策の中止の具体例

- ① 健康監視の中止
- ② 質問票の徴集の中止等、通常の検疫対応に戻す。
- ③ 感染症危険情報の解除



ガイドラインの見直しにあたり、本意見書の内容でよい。